

千葉市告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成30年5月18日

千葉市長 熊谷俊人

施術者		施術所		指定年月日
氏名	住所	名称	所在地	
高城 克巳	(省略)	ハイストーン ケアーズ	千葉市緑区おゆみ 野3-28-1 オーシャンビュー 式番館208	平成30年4月1日
近藤 友和	(省略)	近藤鍼灸マッ サージ治療院	千葉市緑区誉田町 2-21-266	平成30年4月1日
荻野 一人	(省略)	しんけみ訪問 はりきゅう院	千葉市花見川区花 園1-8-15- 105	平成30年4月1日
角田 健児	(省略)	ケイズ治療院	千葉市稲毛区園生 町397-31	平成30年4月1日